



鳥取県公報

平成16年 8月31日(火)
号外第126号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示 県道の路線の認定の一部改正（11件）（618～628）（道路課） 1

告 示

鳥取県告示第618号

昭和33年鳥取県告示第188号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成16年9月1日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

平成16年 8月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後				改 正 前			
整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地	整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点				終 点	
略				略			
151	倉吉東伯線	倉吉市	東伯郡大栄町	151	倉吉東伯線	倉吉市	東伯郡大栄町
		東伯郡 <u>琴浦町</u>				東伯郡 <u>東伯町</u>	
略				略			
168	浦安停車場線	浦安停車場		168	浦安停車場線	浦安停車場	
		東伯郡 <u>琴浦町</u> 大字丸尾				東伯郡 <u>東伯町</u> 大字丸尾	
略				略			
203	法万大栄線	東伯郡 <u>琴浦町</u> 大字法万		203	法万大栄線	東伯郡 <u>東伯町</u> 大字法万	
		東伯郡大栄町				東伯郡大栄町	
204	福永由良線	東伯郡 <u>琴浦町</u> 大字福永		204	福永由良線	東伯郡 <u>東伯町</u> 大字福永	
		東伯郡大栄町大字大谷				東伯郡大栄町大字大谷	
略				略			
213	八橋停車場線	八橋停車場		213	八橋停車場線	八橋停車場	

		東伯郡 <u>琴浦町</u> 大字八橋				東伯郡 <u>東伯町</u> 大字八橋	
略				略			
238	古長杉下線	東伯郡 <u>琴浦町</u> 大字古長		238	古長杉下線	東伯郡 <u>東伯町</u> 大字古長	
		東伯郡 <u>琴浦町</u> 大字杉下				東伯郡 <u>東伯町</u> 大字杉下	
略				略			

鳥取県告示第619号

昭和40年鳥取県告示第451号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成16年9月1日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

平成16年 8月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後				改 正 前			
整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地	整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点				終 点	
30	赤碕大山線	東伯郡 <u>琴浦町</u>	西伯郡中山町	30	赤碕大山線	東伯郡 <u>赤碕町</u>	西伯郡中山町
		西伯郡大山町				西伯郡大山町	

鳥取県告示第620号

昭和42年鳥取県告示第683号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成16年9月1日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

平成16年 8月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後				改 正 前			
整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地	整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点				終 点	
略				略			
267	大栄赤碕線	東伯郡大栄町		267	大栄赤碕線	東伯郡大栄町	東伯郡東伯町
		東伯郡 <u>琴浦町</u>				東伯郡 <u>赤碕町</u>	
268	赤碕港線	赤碕港		268	赤碕港線	赤碕港	
		東伯郡 <u>琴浦町</u> 大字赤碕				東伯郡 <u>赤碕町</u> 大字赤碕	
略				略			

鳥取県告示第621号

昭和47年鳥取県告示第226号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成16年9月1日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

平成16年 8月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後				改 正 前				
整理 番号	路 線 名	起 点		重要な経過地	整理 番号	路 線 名	起 点	
		終 点					終 点	
略				略				
34	倉吉赤碓中山線	倉吉市	東伯郡琴浦町	34	倉吉赤碓中山線	倉吉市	東伯郡東伯町	
		西伯郡中山町				西伯郡中山町	〃 赤碓町	
略				略				

鳥取県告示第622号

昭和55年鳥取県告示第1162号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成16年9月1日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

平成16年 8月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後				改 正 前				
整理 番号	路 線 名	起 点		重要な経過地	整理 番号	路 線 名	起 点	
		終 点					終 点	
313	下見関金線	東伯郡琴浦町大字下見		313	下見関金線	東伯郡東伯町大字下見		
		東伯郡関金町大字関金宿				東伯郡関金町大字関金宿		
略				略				

鳥取県告示第623号

昭和57年鳥取県告示第920号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成16年9月1日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

平成16年 8月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後				改 正 前				
整理 番号	路 線 名	起 点		重要な経過地	整理 番号	路 線 名	起 点	
		終 点					終 点	
略				略				
44	東伯野添線	東伯郡琴浦町			44	東伯野添線	東伯郡東伯町	
		東伯郡関金町大字野添					東伯郡関金町大字野添	
略				略				

鳥取県告示第624号

平成3年鳥取県告示第291号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成16年9月1日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

平成16年 8月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後				改 正 前				
整理 番号	路 線 名	起 点		重要な経過地	整理 番号	路 線 名	起 点	
		終 点					終 点	
320	羽合東伯線	東伯郡羽合町		東伯郡北条町 " 大栄町	320	羽合東伯線	東伯郡羽合町	
		東伯郡琴浦町					東伯郡東伯町	

鳥取県告示第625号

平成6年鳥取県告示第225号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成16年9月1日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

平成16年 8月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後				改 正 前				
整理 番号	路 線 名	起 点		重要な経過地	整理 番号	路 線 名	起 点	
		終 点					終 点	
略				略				
50	東伯関金線	東伯郡琴浦町		東伯郡大栄町 倉吉市	50	東伯関金線	東伯郡東伯町	
		東伯郡関金町					東伯郡関金町	
略				略				

鳥取県告示第626号

平成7年鳥取県告示第275号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成16年9月1日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

平成16年 8月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後					改 正 前				
整理番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地	整理番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
略					略				
289	船上山赤碓線	東伯郡琴浦町 大字山川	東伯郡琴浦町 大字赤碓		289	船上山赤碓線	東伯郡赤碓町 大字山川	東伯郡赤碓町 大字赤碓	
290	八橋宮木線	東伯郡琴浦町 大字八橋	東伯郡琴浦町 大字宮木		290	八橋宮木線	東伯郡東伯町 大字八橋	東伯郡赤碓町 大字宮木	
略					略				

鳥取県告示第627号

平成7年鳥取県告示第589号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成16年9月1日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

平成16年 8月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後					改 正 前				
整理番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地	整理番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
503	赤碓東郷自転車道線	東伯郡琴浦町	東伯郡東郷町	東伯郡大栄町 " 北条町 " 羽合町	503	赤碓東郷自転車道線	東伯郡赤碓町	東伯郡東郷町	東伯郡東伯町 " 大栄町 " 北条町 " 羽合町

鳥取県告示第628号

平成12年鳥取県告示第258号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成16年9月1日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

平成16年 8月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後					改 正 前				
整理番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地	整理番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
228	赤碕中山インター線	西伯郡中山町田中	東伯郡琴浦町大字梅田		228	赤碕中山インター線	西伯郡中山町田中	東伯郡赤碕町大字梅田	